

ID: 195

担当部署: 建設部 都市建設課

処分の概要	流水占用料等の減免		
例規名 根拠条項	長門市準用河川管理条例 第6条		
例規番号	平成17年条例第141号		
<p>【根拠条文】 (流水占用料等の減免) 第6条 市長は、流水の占用、土地の占用又は土石等の採取で次の各号のいずれかに該当するものについては、第3条の規定にかかわらず、準用される法第23条から第25条までの許可を受けた者の申請により、流水占用料等を減免することができる。</p> <p>(1) 地方公共団体が行う事業で公共の利益を増進させるためのもの (2) かんがい又は飲用に供するもの (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるもの</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年5月7日	最終変更年月日	年 月 日